

鹿 児 島 市 基 本 図



座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定
による第Ⅱ座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標はキロメートル単位
方角は 0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
「平面直交座標値は、世界測地系に対応」
「高さの基準は、2010年度平均成果による」

II - PD 22-4

計画機関 鹿 児 島 市
作業機関 パ ス コ ・
大福コンサルタント共同企業体

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て四院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである（承認番号）平 19 九公 第 141 号」

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て四院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである（承認番号）平 23 九公 第 271 号」

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て四院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである（承認番号）平 29 九公 第 216 号」

「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て四院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである（承認番号）令 5 九公 第 629 号」